

総合事務組合公報

千葉市中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館
千葉市町村総合事務組合
電話 〇四三(三一一) 四一五五

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。
必ず関係部課に供覧してください。

目次

(条例)	
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
千葉県市町村総合事務組合職員の旅費及び費用弁償に関する条例	9 頁
千葉県市町村総合事務組合特別職の職員等の給与及び費用弁償等に関する条例	22 頁
千葉県市町村総合事務組合基金設置条例の一部を改正する条例	27 頁
(規則)	
千葉県市町村総合事務組合職員の旅費に関する規則	28 頁
(告示)	
令和七年度千葉県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第一号)	34 頁
令和八年度千葉県市町村総合事務組合一般会計予算	38 頁
令和八年度千葉県市町村交通災害共済特別会計予算	43 頁

令和八年度千葉県自治会館管理運営特別会計予算	47 頁
令和八年度千葉県自治研修センター特別会計予算	51 頁

(公告)

副組合長の選挙結果	55 頁
組合長の選挙結果	56 頁
監査委員の選任について	57 頁

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合条例第一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に改める。

第十六条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に改める。

第十八条の三第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十八条の四第二項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給								

	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	
再任用	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	
短時間	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	
勤務職	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	
員以外	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	
の職員	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	
	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	
	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	
	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	
	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		

26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	

52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700	397,000	
87	266,500	306,100	356,100	397,400	
88	266,800	306,400	356,500	397,800	
89	267,100	306,700	356,700	398,100	
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		

	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に改める。

第十六条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に改める。

第十八条の三第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第十八条の四第二項中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定（給与条例別表の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(令和七年四月一日前の異動者の号給の調整)

3 令和七年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和七年十二月の支給に係る第一号会計年度任用職員の期末手当等の額の特例)

5 給与条例第十八条の三第一項に規定する第一号会計年度任用職員(この条例の施行の日前の在職期間が組合長が定める期間に満たない者その他の組合長が定める者に限る。)に対する令和七年十二月の支給に係る期末手当に関する改正後の条例第十八条の三第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百二十五」とする。

6 給与条例第十八条の四第一項に規定する第一号会計年度任用職員(この条例の施行の日前の在職期間が組合長が定める期間に満たない者その他の組合長が定める者に限る。)に対する令和七年十二月の支給に係る勤労手当に関する改正後の条例第十八条の四第二項の規定の適用については、同項中「百分の百七・五」とあるのは、「百分の百五」とする。

(組合長への委任)

7 附則第三項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長の定めるところによる。

千葉県市町村総合事務組合職員の旅費及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合条例第二号

千葉県市町村総合事務組合職員の旅費及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定により、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費及び法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。）に対し支給する費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 法第三条第二項に規定する一般職に属する本組合（以下「組合」という。）の職員（第一号会計年度任用職員を除く。）をいう。
- 二 旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 三 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- 四 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は

転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

五 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

六 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

七 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

八 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、組合と旅行役務提供契約（旅行者等が組合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡に伴い死亡地に旅行したときには、当該遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発し

て帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、法第二十八条第四項又は第二十九条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、所定の事項の記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目及び内容)

第六条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第九条から第十八条までの規定の定めるところによる。

(旅費の計算)

第七条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第六条及び第九条から第十八条までの規定に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅費の請求手続）

第八条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、組合長（その委任を受けた者を含む。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 組合長は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、第一項に規定する請求書に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、旅行命令権者が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、当該請求書に代えることができる。

5 請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（組合議会の議員（以下「議員」という。）、組合長、副組合長又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の五に掲げる委員会の委員及び委員（以下「委員会の委員」という。）の旅行に同行する職員が特別車両を利用しなければ公務上支障を来すと認められる場合に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の

用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金(議員、組合長、副組合長又は委員会の委員の旅行に同行する職員が、特別船室を利用しなければ公務上支障を来すと認められる場合に限る。)

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第十一条 航空賃は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の

運賃の額とする。

(その他の交通費)

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

2 前項の規定にかかわらず、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）であつて、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、一キロメートルにつき三十円とする。

3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、千葉県職員の例による。

(包括宿泊費)

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、千葉県職員
の例による。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、千葉県職員
の例による。

(旅行雑費)

第十六条 旅行雑費は、旅行中の通信による連絡に要する費用及び用務先の施設等に入場するために必要な費用
とし、その額は、旅行者が当該費用を現に負担した額（当該費用を負担しなければ旅行の目的を達することが
できないと旅行命令権者が認めるものに限る。）とする。

(転居費)

第十七条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居
に要する費用を含む。）とし、その額は、千葉県職員の例による。

(家族移転費)

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- 一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員
の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊
費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

- 二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地
（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移

転ずる場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

- 第十九条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。
(遺族の旅費)

- 第二十条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

- 第二十一条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（第十二条第二項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第七条、第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条第一項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額と

する。

（第一号会計年度任用職員の費用弁償）

第二十二條 第一号会計年度任用職員が公務のため旅行をしたときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、第六條（転居費及び家族移転費に係る部分を除く。）、第十九條及び第二十條に規定する旅費に相当するものとし、その額及び支給方法は、職員の旅費の例による。

（旅費の調整）

第二十三條 任命権者は、旅行者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この條例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの條例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、組合長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第二十四條 任命権者は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五條第三項若しくは第六十四條の規定に該当する事由がある場合において、この條例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの條例の規定により支給する旅費が、労働基準法第十五條第三項若しくは第六十四條の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第二十五條 組合長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの條例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支

給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

（外国旅行の旅費）

第二十六条 職員が公務のため第二条第一項第二号に掲げる旅行以外の旅行をする場合において、その者に対し支給する旅費の種目並びにその支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に規定する国家公務員の例による。

（実施規定）

第二十七条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（職員の旅費及び費用弁償に関する条例の廃止）

2 職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和四十年条例第六号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に廃止前の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定による旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第三条第一項の規定による旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日以前の期間に対応する分につ

いては、なお従前の例による。

4 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

5 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項及び第二項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

6 新条例第二十五条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

7 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

千葉県市町村総合事務組合特別職の職員等の給与及び費用弁償等に関する条例をここに公布する。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合条例第三号

千葉県市町村総合事務組合特別職の職員等の給与及び費用弁償等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百九十二条の規定により準用する同法第二百三条第一項の規定による議員報酬及び同条第二項の規定による費用弁償、法第二百三条の二第一項の規定による報酬及び同条第三項の規定による費用弁償、法第二百七条その他の法令の規定による実費弁償及び組合の機関の求めに応じて出頭し、又は旅行した者に対する実費弁償並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(報酬等の額)

第二条 議員報酬及び報酬（以下「報酬等」という。）の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 組合議会の議員（以下「議員」という。）については、別表第一に掲げる額
 - 二 法第八十条の五に掲げる委員会の委員及び委員（常勤の監査委員を除く。以下「委員会の委員等」という。）並びに組合長及び副組合長（以下「組合長等」という。）については、別表第二に掲げる額
 - 三 附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）については、日額一万三千円。ただし、医師、歯科医師その他専門的な知識又は経験に基づき職務を行う委員であつて、この日額により難い場合は、予算の範囲内で組合長が定める額
- 四 法務嘱託職員については、時間額一万円

五 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する職員及び同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）については、予算の範囲内で組合長が定める額

（報酬等の支給方法等）

第三条 新たに議員、委員会の委員等若しくは組合長等となった者又はこれらの職を離れた者の報酬等は、その職に就任した月から、又はその職を離れた月までについて支給する。

2 議員、委員会の委員等又は組合長等の職を離れた者が、その職を離れた月において議員、委員会の委員等又は組合長等に就任した場合における前項の規定の適用については、その月は、当該就任した職となった者であるものとして、同項の規定を適用する。

3 報酬等の額に異動を生じた者には、その月から新たに定められた報酬等を支給する。

4 報酬等の支給日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、年末年始の休日、土曜日又は日曜日に当たらない日を支給日とし、当該支給日前において離職し、又は死亡した者には、その際報酬等を支給する。

一 年額で定められている報酬等は、九月及び三月の末日に、それぞれの月までの分を支給する。

二 日額又は時間額で定められている報酬等は、月の一日から末日までの期間においてその職務を行った日又は時間について当該月の翌月末日に支給する。

5 組合長は、前各項の支給方法により難いと認めるときは、前各項の規定にかかわらず、特別な定めをすることができるとができる。

6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第二項に規定する一般職の職員及び地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員が、委員会の委員、附属機関の委員等、法務嘱託職員又は非常勤職員となつた場合においては、この条例に規定する報酬を支給しないことができる。

（旅費及び費用弁償の種目及び額）

第四条 旅費及び弁償する費用の種目及び額は、職員（千葉県市町村総合事務組合職員の旅費及び費用弁償に関する条例（令和八年条例第二号）第二条第一項第一号に規定する職員。以下同じ。）の例による。ただし、鉄道賃、船賃及び航空賃における運賃の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級以外の級の運賃により移動しなければ公務上支障を来すと組合長が認める場合には最下級以外の級の運賃の額とすることができる。

（旅費及び費用弁償の支給方法）

第五条 前条の規定による旅費及び弁償する費用の支給方法は、職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

2 組合長は、前項の規定により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、特別な定めをすることができる。

（実費弁償）

第六条 法第二百七条の規定による実費弁償及びその他組合の機関の求めに応じて出頭し、又は旅行した者に対する実費弁償は、職員の旅費の例による。

2 組合長が前項の規定により難いと認めるときは、前条第二項の規定の規定を準用する。

（補則）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、特に定めのあるもののほか、組合長が定める。

別表第一（第二条第一号関係）

区分				報酬等の額
議長	年額	十三万五千円		
副議長	年額	十万二千円		
議員	年額	八万千円		

別表第二（第二条第二号関係）

区分						報酬等の額
千葉県市町村公平委員会		委員長	年額	百二十万円		
監査委員		委員	年額	七十八万円		
		識見を有する者	年額	二十万四千円		
		議員のうちから選任された委員	年額	九万六千円		
組合長			年額	二十万千円		
副組合長			年額	十三万五千円		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(特別職の職員等の給与等に関する条例の廃止)
- 2 特別職の職員等の給与等に関する条例(昭和四十年条例第四号)は、廃止する。

千葉県市町村総合事務組合基金設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合条例第四号

千葉県市町村総合事務組合基金設置条例の一部を改正する条例

千葉県市町村総合事務組合基金設置条例（平成十八年条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表自然災害弔慰金等基金の項中「災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給事務」を「災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け事務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県市町村総合事務組合職員の旅費に関する規則をここに公布する。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合規則第一号

千葉県市町村総合事務組合職員の旅費に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県市町村総合事務組合職員の旅費及び費用弁償に関する条例（令和八年条例第二号。以下「条例」という。）に基づき、職員の旅費支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(条例第二条第八号に規定する規則で定める者等)

第三条 条例第二条第八号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者
- 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者
- 三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者
- 四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を営業者
- 五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- 六 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者
- 七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及

び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（組合との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。以下同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第二条第八号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第三条第五項に規定する規則で定める場合等）

第四条 条例第三条第五項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができず、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項第一号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十七条、第十八条第一項及び第十九条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第三条第五項に規定する規則で定めるものは、条例第二十三条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次の各号に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第七条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらず払戻しを受けない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらず払戻しを受けない額

要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（条例第十二条第二項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第七条、第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条第一項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを求めたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを求めたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認められた額

（条例第三条第六項に規定する規則で定める事情等）

第五条 条例第三条第六項に規定する規則で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前条第一項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第三条第六項に規定する規則で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。

一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。以下同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令等の変更の申請）

第六条 旅行者は、条例第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(鉄道賃に係る鉄道)

第七条 条例第九条第一項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- 二 軌道法第一条第一項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第八条 条例第十条第一項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第九条 条例第十一条第一項に規定する規則で定めるものは、航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(退職者等の旅費の細則)

第十条 条例第十九条第一項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる旅費とする。

- 一 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じて退職等の日にいた地から旧在勤公署に旅行するものとして計算した旅費
- 二 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じて退職等の日にいた地から新在勤公署に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第十一条 条例第二十条に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる旅費とする。

一 職員が条例第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 条例第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費

（旅費の精算に係る期間）

第十二条 条例第八条第二項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して二週間とする。

2 条例第八条第三項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して二週間とする。

（年度経過等による区分）

第十三条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（補則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、別に組合長が定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告示

千葉県市町村総合事務組合告示第二号

令和八年二月十日千葉県市町村総合事務組合議会の議決を経た令和七年度千葉県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第一号）の要領は、次のとおりである。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

令和 7 年度 千葉県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度 千葉県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 173, 548 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20, 437, 520 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	1 基金繰入金	4,355,949	△4,167,460	188,489
	2 貸付金元利収入	4,247,436	△4,167,460	79,976
8 諸収入	1 基金繰入金	203,905	△6,088	197,817
	2 貸付金元利収入	116,319	△6,088	110,231
歳入	合計	24,611,068	△4,173,548	20,437,520

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 事業費		23,241,953	△7,073,548	16,168,405
	1 退職手当給付費	20,442,996	△7,073,548	13,369,448
5 公債費		139,016	0	139,016
	1 公債費	139,016	0	139,016
6 諸支出金		47,499	2,900,000	2,947,499
	1 諸支出金	47,499	2,900,000	2,947,499
歳出	合計	24,611,068	△4,173,548	20,437,520

告示

千葉県市町村総合事務組合告示第三号

令和八年二月十日千葉県市町村総合事務組合議会の議決を経た令和八年度千葉県市町村総合事務組合一般会計
予算の要領は、次のとおりである。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

令和 8 年度千葉県市町村総合事務組合一般会計予算

令和 8 年度千葉県市町村総合事務組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5, 6 9 5, 8 3 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	18,576,160
		18,576,160
2 使用料及び手数料	1 手数料	10
		10
3 県支出金	1 県補助金	571,144
		571,144
4 消防基金支出金	1 消防基金支出金	492,495
		492,495
5 財産収入	1 財産運用収入	90,237
		90,237
6 繰入金	1 基金繰入金	4,493,118
	2 特別会計繰入金	4,384,272
7 繰越金	1 繰越金	1,216,158
		1,216,158
8 諸収入	1 預金利子	224,709
	2 貸付金元利収入	46,322
	3 団体納付金	110,498
	4 県振興協会助成金	57,806
	5 雑入	10,000
9 組合債	1 組合債	83
		31,800
歳入	合計	31,800
		25,695,831

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	1,443
		1,443
2 総務費	1 総務管理費	307,077
	2 公平委員会費	302,354
	3 監査委員費	4,195
		528
3 事業費		24,115,436
	1 退職手当給付費	21,279,924
	2 消防公務災害補償費	36,650
	3 消防賞じゆつ金・見舞金給付費	3,443
	4 消防団員退職報償金給付費	456,999
	5 非常勤職員公務災害等補償費	30,784
	6 子防接種事故補償等給付費	604,939
	7 自然災害救助費	72,740
	8 消防救急無線設備整備管理費	1,608,213
	9 軽自動車税申告書受付事務費	21,744
4 消防基金掛金		508,405
	1 消防基金掛金	508,405
5 公債費		140,913
	1 公債費	140,913
6 諸支出金		108,640
	1 諸支出金	108,640
7 予備費		513,917
	1 予備費	513,917
歳出	合計	25,695,831

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 31,800	証書借入れ	無利子	(東日本大震災関連) 14年償還
				(東日本大震災関連以外) 11年償還

告示

千葉県市町村総合事務組合告示第四号

令和八年二月十日千葉県市町村総合事務組合議会の議決を経た令和八年度千葉県市町村交通災害共済特別会計
予算の要領は、次のとおりである。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

令和 8 年度千葉県市町村交通災害共済特別会計予算

令和 8 年度千葉県市町村交通災害共済特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 7, 1 2 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 共済会費		55,037
	1 共済会費	55,037
2 財産収入		1,911
	1 財産運用収入	1,911
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		30,066
	1 繰越金	30,066
5 諸収入		105
	1 諸収入	105
歳入	合計	87,120

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		32,772
	1 総務管理費	32,772
2 共済事業費		50,616
	1 共済事業費	50,616
3 諸支出金		1,989
	1 諸支出金	1,989
4 子備費		1,743
	1 子備費	1,743
歳 出	合 計	87,120

告示

千葉県市町村総合事務組合告示第五号

令和八年二月十日千葉県市町村総合事務組合議会の議決を経た令和八年度千葉県自治会館管理運営特別会計予算の要領は、次のとおりである。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

令和 8 年度千葉県自治会館管理運営特別会計予算

令和 8 年度千葉県自治会館管理運営特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 1 9, 9 5 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	55,839
		55,839
2 使用料及び手数料	1 使用料	96,475
		96,475
3 財産収入	1 財産運用収入	4,130
		4,130
4 繰入金	1 繰入金	1
		1
5 繰越金	1 繰越金	23,771
		23,771
6 諸収入	1 諸収入	39,738
		39,738
歳入	合計	219,954

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		142,489
	1 総務管理費	142,489
2 諸支出金		73,065
	1 諸支出金	73,065
3 予備費		4,400
	1 予備費	4,400
歳出	合計	219,954

告示

千葉県市町村総合事務組合告示第六号

令和八年二月十日千葉県市町村総合事務組合議会の議決を経た令和八年度千葉県自治研修センター特別会計予算の要領は、次のとおりである。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

令和8年度千葉県自治研修センター特別会計予算

令和8年度千葉県自治研修センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	12,019
		12,019
2 財産収入	1 財産運用収入	209
		209
3 繰入金	1 繰入金	6,139
		6,139
4 繰越金	1 繰越金	4,668
		4,668
5 諸収入	1 県振興協会基金助成金	72,217
	2 納付金	1,335
	3 雑入	82
	合 計	95,252

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 自治研修センター事業費	1 管理費	93,134
	2 研修事業費	71,758
		21,376
2 諸支出金	1 諸支出金	213
		1,905
3 予備費	1 予備費	1,905
	合 計	95,252
歳 出		
合 計		95,252

公
告

副組合長の選挙結果

千葉県市町村総合事務組合規約第八条第二項の規定により、令和八年二月十日日本組合議会定例会において、副組合長の選挙を執行した結果、次の者が当選人と決定した。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

氏名	任期	備考
小泉 一成	令和八年二月十日から 令和十年二月九日まで	成田市長・新任

公
告

組合長の選挙結果

千葉県市町村総合事務組合規約第八条第二項の規定により、令和八年二月十日本組合議会定例会において、組合長の選挙を執行した結果、次の者が当選人と決定した。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

氏名	任期	備考
岩田 利雄	令和八年二月二十三日から 令和十年二月二十二日まで	東庄町長・再任

公
告

監査委員の選任について

千葉県市町村総合事務組合規約第十条第二項の規定により、監査委員を次のとおり選任した。

令和八年二月十日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

氏名	任期	備考
佐藤 晴彦	令和八年二月十日から 令和八年十月三十一日まで	議員選出委員